

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 豚等の移入の禁止の解除

土地改良事業計画の適否の決定 (三件)

土地改良事業の認可 (十二件)

土地改良事業計画の変更の認可

基本測量の実施

収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨

◇ 教委告示 教育委員会の招集

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第千四十一号

昭和五十七年九月鳥取県告示第八百六十七号(豚等の移入の禁止について)は、廃止する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十二号

昭和五十七年九月九日付けで境港市から申請のあつた土地改良(森岡地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月二十三日から二十日

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十三号

昭和五十七年九月九日付けで境港市から申請のあつた土地改良（五ヶ井手地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十四号

昭和五十七年八月十二日付けで国府町から申請のあつた土地改良（神垣地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十五号

日野町から申請のあつた町営土地改良（津地地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十六号

佐治村から申請のあつた村営土地改良（佐治（津野）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良（尾上原地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十八号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（安田地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千四十九号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良（別所地区ため池等整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十号

若桜町から申請のあつた町営土地改良（高野地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良（北条（江北）地区農道整備と農業用排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十二号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（赤波地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十三号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十四号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（旭（福吉）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（富江（大坂大成）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十

七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十六号

江府町から申請のあつた町営土地改良（大満地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十七号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（船岡地区農業用排水）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量）
- 二 作業期間 昭和五十七年十一月四日から同年十二月十日まで
- 三 作業地域 若桜町

鳥取県告示第五十九号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日 昭和五十七年 十月十八日	指 定 番 号 四四四	住 所 鳥取県西伯郡大山町 末長二六七―四	氏 名 株式会社鳥取 銀行 大山支店長	売 り さ ば き 場 所 住所と同じ。
--------------------------	-------------------------	--------------------------------	---------------------------------	---

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期 間 昭和53年 9月 1日～12月31日

政治団体の名称 種原敏彦後援会

報告年月日 昭和57年 9月29日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
(2) 支出総額 0円

期 間 昭和54年 1月 1日～12月31日

政治団体の名称 種原敏彦後援会

報告年月日 昭和57年 9月29日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
(2) 支出総額 0円

期 間 昭和55年 1月 1日～12月31日

政治団体の名称 種原敏彦後援会

報告年月日 昭和57年 9月29日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
(2) 支出総額 0円

期 間 昭和56年 1月 1日～12月31日

政治団体の名称 種原敏彦後援会

報告年月日 昭和57年 9月29日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円
(2) 支出総額 0円

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年十月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 日時 昭和五十七年十月二十五日(月)午後三時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 昭和五十七年度教育表彰について
- 2 その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和57年10月22日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
 ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

2 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和57年11月12日 午後1時30分から 午後4時まで	米子市桃町1丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
昭和57年11月25日 午後1時30分から 午後4時まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階第22会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
昭和57年12月2日 午後1時30分から 午後4時まで	米子市桃町1丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和57年12月15日 午後1時30分から 午後4時まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎5階第22会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額（1,500円）に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】